

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省港湾局総務課 港湾経済課	電話番号： 03-5253-8665 電話番号： 03-5253-8629 e-mail: g_PHB_KAN@mlit.go.jp e-mail: m-phbkwk@mlit.go.jp
評価実施時期	平成23年1月31日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>①港湾運営会社[埠頭会社^{*1}]^{*2}の総株主議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止 ②港湾運営会社[埠頭会社]の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出</p> <p><small>*1 特定外貿埠頭法の管理運営に関する法律に規定する指定会社 *2 []内は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(以下、「特定外貿埠頭法」。)に基づく規制について記載。以下、同じ。</small></p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>①港湾法第43条の21[特定外貿埠頭法第4条] ②港湾法第43条の22、第43条の23[特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第4条の2、第4条の3]</p>
想定される代替案	<p>①についての代替案:国際戦略港湾及び国際拠点港湾並びに埠頭会社が所有する外貿埠頭の適切な運営を、議決権の取得・保有制限を導入せずに、港湾運営会社及び埠頭会社に対する行為規制のみで担保しようとする場合 ②についての代替案:届出義務を課さず、①の規制の実効性を担保しようとする場合</p>	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	<p>①株主は、港湾運営会社[埠頭会社]の議決権の取得・保有が制限されているが、自らが取得・保有する議決権の数を把握しており、また、今回の改正で併せて規定される港湾法第43条の24[特定外貿埠頭法第4条の4]に基づき、会社は総株主の議決権の数等を効用することから、自らの議決権の保有割合を容易に把握することができる。</p> <p>②株主は、自らが取得・保有する議決権の数を把握しており、また、今回の改正で併せて規定される港湾法第43条の24[特定外貿埠頭法第4条の4]において、港湾運営会社[埠頭会社]は総株主の議決権の数等を公表することから、自らの議決権の保有割合を容易に把握することから、届出に要する費用は僅少である。</p>
	(行政費用)	<p>①法で定めた行為規制の遵守状況を把握するために一定の費用がかかることが想定される。</p> <p>②大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向の端緒をつかむことができないことから、金融商品取引法に基づき提出される大量保有報告書によって、議決権を大量に取得した者がいないか、日々確認する必要が生じ、相当の費用が発生することが想定される。</p>
	(その他の社会的費用)	<p>特になし。</p> <p>連結決算の対象となる等により、当該株式取得者の企業内容によっては、港湾運営会社あるいは埠頭会社の企業価値を損ない、市場からの資金調達に難くなる等マイナスの影響を受けるおそれもあり、これは行為規制では担保できない事象である。</p>
規制の便益	便益の要素	
	<p>①国際戦略港湾及び国際拠点港湾並びに埠頭会社が所有する外貿埠頭は我が国の重要な公共インフラであるため、実際にこれらの運営が適切に行われなくなる事態が生じると、我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与えることになるが、会社の議決権の取得・保有制限を導入することにより、特定の者によって大量に株式を買い占められる場合に生じうる、港湾の運営が適切に行われない事態を防ぐことができる。</p> <p>②届出義務を課すことにより、大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向の端緒をつかむことができ、上記①の規制の実効性を担保することができる。</p>	
	代替案の場合	
	<p>①いかなる株主構成の場合であっても港湾運営上、また、埠頭会社の所有する外貿埠頭の管理運営上、想定される様々な懸念に対応できるよう行為規制を導入することにより、当該港湾及び埠頭会社の所輸する外貿埠頭の適切な運営の確保を図ることが可能となるが、一方で、結果として過剰な規制となり、港湾運営会社及び埠頭会社の柔軟な経営を妨げることにつながる。</p> <p>②大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向を把握することができるため、上記1.の規制の実効性を担保することは可能である。</p>	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>①本案と代替案を比較すると、港湾の適切な運営[埠頭会社の所有する外貿埠頭の適切な運営の確保]を図るという観点ではあまり差はないものと考えられるが、代替案は港湾運営会社[埠頭会社]に過大な負担を課し、港湾運営の民営化[埠頭会社の所有する外貿埠頭運営の効率化]の趣旨を没却する可能性があり、港湾運営会社[埠頭会社]は課された行為規制を遵守するために過剰な費用を要する可能性があることから、本案の方が代替案よりも効率的であると言える。</p> <p>②本案と代替案を比較すると、大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向を把握するという便益上の観点からは大きな差はないものと考えられるが、代替案においては、相当の行政費用を要することが見込まれることから、本案の方が代替案よりもかかる費用が少なく、優れていると言える。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) ○「国土交通省成長戦略」(平成22年5月策定)</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>○平成33年度RIA事後評価シートによる事後検証 ○港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案附則第7条</p>
<p>備考</p>	<p>特になし。</p>